

## 報告第9号

### 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年8月25日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 記

#### 1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	令和元年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	13.11	20.0	
②連結実質赤字比率	—	18.11	30.0	
③実質公債費比率	5.6	25.0	35.0	
④将来負担比率	—	350.0		

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額、将来負担比率が生じない場合は、「—」と表示している。

#### 2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	令和元年度 決 算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

※ 資金不足が生じない場合は、「—」と表示している。